

区役所の窓口サービスに関するアンケート調査



～ご協力をお願い～

市民の皆さまには、日頃より市政に対してご理解、ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このたびさいたま市では、今後さいたま市が重点的に取り組むべき施策を盛り込んだ「しあわせ倍増プラン2009」に基づき、市民に最も身近な行政機関である区役所の機能を充実し、市民の皆さまにとって、より便利で迅速なサービスを提供できる区役所を目指すため、「区役所のあり方検討委員会」を設置しました。

つきましては、市民の皆さまのご意見を参考にさせていただくために、アンケート調査を実施いたしますので、お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、皆様からのご回答につきましては無記名としているため、調査結果の公表等において個人が特定されることはございません。

平成22年5月

さいたま市長 清水 勇人

【ご記入にあたってのお願い】

1. ご回答は、必ず封筒の宛名のご本人にお願いいたします。
(無記名ですので、氏名・住所の記入の必要はありません。)
2. ご回答は、次の要領で行ってください。
あらかじめ設けてある選択肢の中から選んで 印をつけてください。
ご自分の答えが選択肢の中に入らない場合は、「その他」を選び、「記入欄」や()内にその内容を具体的に記入してください。
記述をお願いしている質問は、「記入欄」や()内にその内容を具体的に記入してください。
質問は、1ページから順に最後までお答えください。なお、問 - 1のように、一部の方だけにお答えいただく質問もありますので、説明文に従ってお答えください。

ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、
平成22年6月11日(金)までにご投函ください。

アンケート調査用紙は、平成22年5月19日現在、さいたま市に居住する満20歳以上の男女3,000人(住民基本台帳より無作為に抽出)にお送りしています。

《お問い合わせ先》さいたま市 市民・スポーツ文化局 区政推進室 まで
電話：048-829-1833(月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)

【すべての方におたずねします。】

問1 あなたが、区役所・支所・市民の窓口を利用したり、電話で問い合わせをした際に、その目的が達せられなかったことはありますか。
次から1つお選びいただき、該当する番号を で囲んでください。

- 1 ある 2 ない(「問2」(2ページ)へお進みください。)

▼【問1で「1」と答えた方におたずねします。】

問1-1 目的が達成できなかった理由は何ですか。
次から1つお選びいただき、該当する番号を で囲んでください。

- 1 区役所以外の機関で取り扱っている事務だったから
2 支所以外の機関で取り扱っている事務だったから
3 市民の窓口以外の機関で取り扱っている事務だったから
4 必要書類等の不足があったから
5 わからない
6 その他

記入欄(具体的に)

▼【問1-1で「1～3」と答えた方におたずねします。】

問1-2 取り扱っている機関は、どこでしたか。
当てはまるものをすべてお選びいただき、該当する番号を で囲んでください。

- 1 市役所(本庁) 2 区役所 3 支所 4 建設事務所
5 公園管理事務所 6 保健所 7 水道局 8 清掃事務所
9 消防署 10 国・県の機関(名称)
11 その他の機関(名称) 12 わからない

▼【問1で「1」と答えた方におたずねします。】

問1-3 それはどのような目的(用件)でしたか。具体的にご記入ください。

記入欄

【すべての方におたずねします。】

問2 あなたが、区役所・支所・市民の窓口で取り扱って欲しいと思う業務などがありましたら、自由にご記入ください。

記入欄（具体的に）

【時間外窓口に関しておたずねします。】

さいたま市では、現在、平日の窓口取扱時間（8:30～17:15）以外にも、以下のサービスを行っています。

区役所窓口の土曜日・日曜日の臨時開設

実施時期：転入・転出など引越しに伴う行政手続きの需要が増加する3月の最終土曜日・日曜日と4月の最初の土曜日・日曜日

実施場所：全（10）区役所

取扱業務：転入・転出など住民異動や出生・死亡など戸籍の届出・印鑑登録の届出業務、国民健康保険や国民年金関係の業務、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本・税関係証明など証明書の発行業務など

支所・市民の窓口の夜間窓口開設

実施時期：月曜日～金曜日の17:15～19:00

実施場所：大宮駅支所、西浦和駅・浦和駅・北浦和駅・与野駅・南浦和駅・東浦和駅・岩槻駅市民の窓口

取扱業務：住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍謄抄本など証明書の発行業務など

自動交付機による夜間・休日の各種証明書の発行

実施時期：平日8:30～21:00 土・日・祝日（区役所）8:30～19:00

土・日・祝日（下記施設の区役所以外）9:00～19:00

実施場所：全（10）区役所、西部文化センター、大宮西郵便局、大宮ふれあい福祉センター、宮原・東大宮・七里コミュニティセンター

取扱業務：住民票の写し・印鑑登録証明書・税関係証明など証明書の発行

（大宮西郵便局では、税関係証明など一部取扱なし）

自動交付機の利用には、暗証番号を登録した「さいたま市民カード」（無償）の交付をあらかじめ窓口で申請する必要があります。

住民票・戸籍などの郵送請求

実施時期：随時（郵送による請求・受付・交付）

実施場所：全（10）区役所 区民課

取扱業務：区民課の窓口で交付される証明書（住民票の写し、戸籍謄・抄本、除籍謄・抄本など。印鑑登録証明書は除く）

郵送請求には、請求書、手数料（郵便局の「定額小為替」）、郵送料分の切手を貼った返信用封筒、本人確認書類（写真付住民基本台帳カード、運転免許証などの写し）などが必要です。

なお、本年、一部の地方自治体において、住民基本台帳カード（*）を利用したコンビニでの住民票・印鑑登録証明書の交付サービスが始まりました。さいたま市がこの事業に参加するためには、新たなシステムの構築などが必要になります。

*住民基本台帳ネットワークシステムで使用するカード。あらかじめ窓口で暗証番号を登録し、発行（現在有償500円）を受ける必要があります。

【すべての方におたずねします。】

問3 窓口の開設に関して、あなたが実施して欲しいと思うサービスを次からお選びいただき、該当する番号を で囲んでください。（2つまで）

- 1 1年間を通しての定期的な土曜日・日曜日の窓口開設
- 2 平日夜間窓口の時間延長（希望する時間 時まで）
- 3 平日夜間窓口の開設場所の拡大（希望する場所 ）
- 4 自動交付機の設置場所の拡大（希望する場所 ）
- 5 コンビニでの住民票・印鑑登録証明書の発行
- 6 現状のままでよい
- 7 その他

記入欄（具体的に）

（問「3 - 1」（4ページ）へお進みください。）

【問4で「2」と答えた方におたずねします。】

問4-1 それはなぜですか。次から1つお選びいただき、該当する番号を で囲んでください。

- 1 さいたま市民カードを持っていないから
- 2 住民基本台帳カードが使えないから
- 3 たまたま利用する機会がないから
- 4 自動交付機のことを知らなかったから
- 5 その他

記入欄（具体的に）

【問4-1で「1」と答えた方におたずねします。】

問4-2 それはなぜですか。次から1つお選びいただき、該当する番号を で囲んでください。

- 1 区役所まで市民カード発行の手続きに行く時間がないから
- 2 住民票や印鑑登録証明書などを必要とする機会はありませんから
- 3 住民票や印鑑登録証明書などが必要な時は、直接窓口に行けばよいから
- 4 その他

記入欄（具体的に）

【住民基本台帳カードに関しておたずねします。】

住民基本台帳カードには、次のような用途があります。

同カードを提示することにより、他市区町村において、さいたま市の広域交付住民票を取得することができます。

同カードは、インターネットを利用した電子申請・届出サービスにおいて必要となる、本人を確認するための電子証明書（公的個人認証）の取得時に使用します。

* 電子証明書の交付には、住民基本台帳カードの発行手数料（500円）とは別に、電子証明書発行手数料として500円が必要です。

電子証明書（公的個人認証）を取得し、電子申請・届出サービスを利用すれば、電子署名が必要な手続き（住民票の写しの請求、印鑑登録証明書の交付申請、国民健康保険税申告書など）が自宅や職場のパソコンから原則として24時間、申請・届出をすることが可能となります。

* 申請した証明書などの交付物の受け取りと、手数料の支払いは各区役所の窓口で行っていただきますが、受け取りまでにかかる時間が短縮できます。

* 電子申請・届出サービスを利用するには、インターネットに接続できるパソコンや市販の IC カードリーダーライター（公的個人認証に対応するもの）などを事前に準備する必要があります。

顔写真入りの住民基本台帳カードの交付を受けると、運転免許証やパスポートと同様の身分証明書として利用できます。

【すべての方におたずねします。】

問 5 あなたは、住民基本台帳カードをお持ちですか。
次から1つお選びいただき、該当する番号を で囲んでください。

- 1 持っている 2 持っていない（次の問「5 - 1」へお進みください。）

【問 5 で「2」と答えた方におたずねします。】

問 5 - 1 それはなぜですか。次から1つお選びいただき、該当する番号を で囲んでください。

- 1 住民基本台帳カードのことを知らないから
2 必要性がないから
3 窓口まで申請に行く時間がないから
4 自動交付機が利用できないから
5 有料だから（手数料がかかるから）
6 その他

記入欄（具体的に）

【問 5 で「2」と答えた方におたずねします。】

問 5 - 2 あなたが住民基本台帳カードを持ちたいと思うとしたら、どのような場合ですか。次からお選びいただき、該当する番号を で囲んでください。（2つまで）

- 1 住民基本台帳カードの発行手数料が無料になる
2 電子申請を利用して証明書等の発行を申請した場合に、発行手数料が割安になる
3 自動交付機で使用できるようになる
4 コンビニで住民票・印鑑登録証明書の発行が出来るようになる
5 持ちたいとは思わない
6 わからない
7 その他

記入欄（具体的に）

【すべての方におたずねします。】

問6 あなたが、区役所で改善して欲しいと思うこと(不便に感じていること)や区役所に望むことなどがありましたら、自由にご記入ください。

最後に、あなたご自身のことについてお聞かせください。

以下の各項目で、当てはまるものの該当する番号を で囲んでください。

性 別	1 男性	2 女性			
年 齢	1 20歳代	2 30歳代	3 40歳代	4 50歳代	
	5 60歳代	6 70歳代	7 80歳以上		
お住まいの区	1 西区	2 北区	3 大宮区	4 見沼区	5 中央区
	6 桜区	7 浦和区	8 南区	9 緑区	10 岩槻区
職 業	1 会社員	2 パート・アルバイト	3 無職		
	4 自営業主・家業手伝い	5 専業主婦(夫)	6 その他		
	7 教員・公務員	8 学生			

～ 質問は以上です、ご協力ありがとうございました。～



平成 22 年度
区役所の窓口サービスに関する アンケート調査
報 告 書

発 行 さいたま市 市民・スポーツ文化局 区政推進室
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4
電話 048(829)1833 (直通)

解析実施 株式会社 物流科学研究所
〒330-0056 さいたま市浦和区東仲町 18-11
ランドール浦和 303 号
電話 048(887)3790

[この報告書は 50 部作成し、1 部当たりの印刷経費は 1500 円です。]

さいたま市区における総合行政の推進に関する規則

平成 15 年 3 月 31 日

規則第 96 号

(目的)

第 1 条 この規則は、区役所並びに局及び事業所等の相互の連絡調整を円滑にするとともに、区長が必要な総合調整を行うことにより、区における総合行政の推進を図り、もって市民福祉の増進及び行政効果の向上に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「局長」とは、さいたま市事務分掌条例(平成 14 年さいたま市条例第 74 号)第 1 条に規定する局長の長並びに市立病院事務局、消防局、出納室及び水道局の長並びに教育長及び行政委員会の事務局の長をいう。

2 この規則において「事業所等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) さいたま市事業所事務分掌規則(平成 15 年さいたま市規則第 87 号)第 2 条に規定する事業所(区役所に所属するものを除く。)
- (2) さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(平成 13 年さいたま市条例第 279 号)第 4 条に規定する消防署
- (3) さいたま市教育委員会事務局組織規則(平成 13 年さいたま市教育委員会規則第 5 号)第 4 条に規定する機関及び施設

(一部改正〔平成 17 年規則 12 号・21 年 106 号〕)

(基本原則)

第 3 条 区における総合行政の推進は、区役所が次に掲げる役割を担うことを基本原則として行うものとする。

- (1) 市民生活に密着したサービスを完結的に提供できる拠点であること。
- (2) 市民参加による地域の個性を生かしたまちづくりの拠点であること。
- (3) 住民ニーズの施策への反映の拠点であること。
- (4) 情報の受信及び発信の拠点であること。

(区長の責務)

第 4 条 区長は、区における行政の総合的な推進を図るため、必要な調整を行うよう努めなければならない。

- 2 区長は、あらゆる機会を通して、区民の要望、意見、提案等を積極的に把握し、区の行政に反映させるよう努めるとともに、局長及び事業所等の長に把握した情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 区長は、区政に関し区を単位に設置されている会議、協議会等を区における総合行政の推進に資するよう運営しなければならない。

(区長の権限)

第 5 条 区長は、局長に対し、区における地域的な課題に対応するため必要と認める施策を実施し、及び予算化をするよう要請することができる。

- 2 区長は、事業所等の長に対し、市民の利便の向上を図るため必要と認める措置を講じる

よう要請することができる。

(局長及び事業所等の長の責務)

第 6 条 局長及び事業所等の長は、区における総合行政の推進に協力するよう努めなければならない。

2 局長及び事業所等の長は、区長から要請を受けたときは、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 局長は、その所管する事務事業の計画を策定し、及びこれを実施する場合においては、当該事務事業に係る区域を所管する区長(以下「関係区長」という。)に対して、協議、意見の聴取又は説明(以下「協議等」という。)を行い、関係区長の意見が反映されるよう努めなければならない。

4 前項の規定により局長が関係区長に対して行う協議等の基本的事項は、概ね次のとおりとし、その細目は、各局長と協議の上、市民・スポーツ文化局長が定める。

(1) 主要な事務事業に係る計画の策定に関する事項

(2) 公共施設の設置、変更及び廃止に関する事項

(3) 新規の事務事業のうち区役所に関係がある事項

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、区役所と密接な関係がある事項

5 局長及び事業所等の長は、市民から地域的な要望等を受けたときは、必要に応じて関係区長と協議等を行うものとする。

6 局長は、第 3 項及び第 5 項の規定により協議等を行うに当たっては、関係区長に対し、必要な資料及び情報を提供するよう努めなければならない。

(一部改正〔平成 22 年規則 15 号〕)

(市民・スポーツ文化局長による調整)

第 7 条 市民・スポーツ文化局長は、区における総合行政の推進を図るため、特に必要があると認めるとき又は区長若しくは局長から要請のあったときは、助言、提案その他必要な調整をすることができる。

(一部改正〔平成 22 年規則 15 号〕)

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日規則第 12 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 29 日規則第 106 号)

この規則は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 25 日規則第 15 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表（細目） 平成22年6月28日現在

局等	事項	区分
市長公室	(1) 広報事業の計画 区が実施するもの 市が実施するもの	協議 説明
	(2) 広聴事業の計画 区が実施するもの 市が実施するもの	協議 説明
政策局	(1) 総合振興計画	意見聴取
総務局	(1) 地域防災計画の修正 (2) 防災訓練事業の実施 (3) 国民保護計画の修正	意見聴取 説明 意見聴取
財政局	(1) 予算の編成方針及び編成要領	説明
市民・ スポーツ文化局	(1) 住居表示の実施及び町名地番の変更 (2) 区役所が所管する施設の建設計画の策定 (3) 市の交通安全・防犯対策の策定 (4) 市が所管する施設の建設計画の策定 (5) スポーツ振興まちづくり計画の策定 (6) スポーツもできる多目的広場管理運営方法の策定 (7) 文化振興に関する計画	協議 協議 意見聴取 意見聴取 意見聴取 意見聴取 意見聴取
保健福祉局	(1) 福祉に係る基本計画の策定 (2) 福祉施設の整備計画の策定 (3) 福祉施設の建設の進捗状況 (4) その他福祉の新規事業の計画の策定 (5) 地域医療その他保健衛生に関する計画の策定 (6) 保健施設の建設の進捗状況	意見聴取 意見聴取 説明 意見聴取 意見聴取 説明
子ども未来局	(1) 次世代育成支援対策行動計画の策定及び推進	意見聴取
環境局	(1) 環境に関する総合的な計画の策定 (2) 環境に関する許認可に係る重要事項 (3) 公害防止その他環境保全対策の計画の策定 (4) 環境施設の整備計画の策定 (5) 環境施設の建設の進捗状況	説明 協議 意見聴取 意見聴取 説明
経済局	(1) 商工振興に関する重要事項 (2) 大規模小売店舗の出店に関する重要事項	協議 協議
都市局	(1) 都市計画の決定及び変更 (2) まちづくりに関する総合的な計画の策定 (3) 地区の整備計画の策定 (4) 公園等の整備計画の策定 (5) 公園等の建設の進捗状況 (6) 大規模な開発行為の許可 (7) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の事業計画の策定 (8) 地区のまちづくりの支援 (9) コミュニティバス新規導入及び路線見直し	説明 説明 意見聴取 意見聴取 説明 協議 意見聴取 意見聴取 意見聴取
建設局	(1) 道路、河川の整備計画の策定 (2) 道路、河川の建設の進捗状況 (3) 市営住宅の建設の進捗状況 (4) 下水道事業の計画の策定 (5) 下水道施設の建設の進捗状況	意見聴取 説明 説明 意見聴取 説明
消防局	(1) 消防署、出張所等の設置計画の策定	説明

	(2) 消防車両等の整備計画の策定	説明
水道局	(1) 水道の整備計画の策定 (2) 水道施設の建設の進捗状況	意見聴取 説明
教育委員会	(1) 学校の整備計画の策定 (2) 学校施設の建設の進捗状況 (3) 社会教育施設の整備計画の策定	意見聴取 説明 意見聴取

		1 さいたま市 (10区)(大区役所制)				2 札幌市 (10区) (大区役所制)				3 仙台市 (5区) (大区役所制)				
		人口 1,194,890人		人	人/区	人口 1,893,547人		人	人/区	人口 1,025,223人		人	人/区	
総務・窓口	人事 予算・決算 広聴広報 戸籍 住民基本台帳	区民生 活部	区長	10	59	市民部	区長	10	78	区民部	区長	5	59	
			副区長	10			部長	10			副区長	10		
			部長	10			総務企画課	191			部長	5		
			総務課	庁舎管理、統計	123		地域振興課	141			総務課	57		
			総務課地域商 工室	区民会議、広報、 自治活動	8		戸籍住民課	332			まちづくり推進課	38		
			コミュニティ課	市民相談	64		出張所	9			区民生活課	41		
			くらし応援室	戸籍 住民基本台帳	115		まちづくりセンター	85			戸籍住民課	110		
			区民課		179						行政サービスセンター	31		
			支所・コミュニ ティセンター		72									
税務	個人市民税 固定資産税	区民生 活部	課税課	個人市民税 固定資産税	175	27	税務部	部長	10	61	区民部	税務課	90	41
			収納課	市税の徴収	91			納税課	237			固定資産税課	115	
							課税課	361						
福祉	地域福祉 児童福祉 高齢者福祉 介護保険 国民健康保険 国民年金	健康福 祉部	部長	10	57	保健福 祉部	部長	20	180	保健福 祉センター	所長	5	119	
			福祉課	生活保護			143	保健福祉課			487	次長		5
			支援課	保育、障害者福 祉			129	健康・子ども課			346	管理課		47
			高齢介護課	高齢者福祉 介護保険			129	保護課			597	家庭健康課		144
			保険年金課	国民健康保険 国民年金			159	保険年金課			351	障害高齢課		148
										保護課	115			
										保険年金課	132			
保健衛生	生活衛生 食品衛生 保健	健康福 祉部	保健センター	母子保健、成人 保健、歯科保健	141	14	本庁(保健福祉局)の出先機関である保健所で取り扱う。			保健福 祉センター	衛生課	55	11	
土木	道路の維持 林道の整備		くらし応援室	道路等修繕 (再掲)		0	土木部	部長	10	39	建設部	部長・主幹	6	51
								維持管理課	376			公園課	69	
											道路課	117		
											街並み形成課	65		
支所										総合 支所		142		
計					1,568	157			3,573	357			1,552	310

		4 千葉市 (6区) (小区役所制)			5 川崎市 (7区) (大区役所制)			6 横浜市 (18区) (大区役所制)			7 新潟市 (8区) (大区役所制)						
		人口	人	人/区	人口	人	人/区	人口	人	人/区	人口	人	人/区				
総務・窓口	人事 予算・決算 広聴広報 戸籍 住民基本台帳	区長	6	56	区長	7	73	区長	18	81	区長	8	91				
		次長	6		副区長	7		副区長	18		副区長	8					
		総務課	60		総務課	111		総務課	372		地域課	125					
		地域振興課	55		企画課	42		区政推進課	245		区民生活課	213					
		市民課	140		地域振興課	103		地域振興課	297		産業振興課	120					
		市民センター	62		区民サービス部	7		戸籍課	449		総務課	104					
会計室	6	出張所	52	区会計室	53	出張所・連絡所	148										
税務	個人市民税 固定資産税	課税課	130	39	区民サービス部	市民税課	130	56	税務課	1,011	20	税務課	159				
		納税課	105		資産税課	140	}		}	}							
					納税課	105											
福祉	地域福祉 児童福祉 高齢者福祉 介護保険 国民健康保険 国民年金	保険年金課	83	69	保健福祉センター	所長・副所長	15	161	福祉保健センター	センター長	18	207	健康福祉課	407			
		所長	6		地域保健福祉課	193	センター担当部長		18	}	}		}				
		福祉サービス課	113		保健福祉サービス課	226	福祉保健課		483								
		社会援護課	139		高齢者支援課	135	高齢・障害支援課		2,692	}	}		}				
		介護保険課	71		保護課	252	こども家庭支援課										
					保険年金課	143	保護課		508	保険年金課	508						
					日吉健康ステーション	2	地区健康福祉ステーション		63								
					大師地区健康福祉ステーション	63	田島地区健康福祉ステーション		63								
					こども支援室	35											
					健康課	75	保健福祉センター		衛生課	82	12		生活衛生課	167	9	0	本庁(健康福祉部)の出先機関である保健所で取り扱う。
					保健センター	32											
		保健衛生	生活衛生 食品衛生 保健		福祉事務所・保健福祉センター	18											
土木	道路の維持 林道の整備			0	建設センター	所長	7	46	土木事務所	土木事務所	18	40	建設課	161			
					管理課	111	土木事務所		693	下水道課	48						
					工事課	207											
支所					支所	46											
計			1,089	182		2,467	352		7,060	392		1,551	194				

		8 静岡市 (3区) (小区役所制)				9 浜松市 (7区) (大区役所制)				10 名古屋市 (16区) (小区役所制)			
		人口 709,510人		人	人/区	人口 811,553人		人	人/区	人口 2,236,844人		人	人/区
総務・窓口	人事 予算・決算 広聴広報 戸籍 住民基本台帳	区長	3	54	区長	7	76	区民生 活部	区長	16	69		
		総務・防災課	32		総務企画課	134			総務課	334			
まちづくり振興課	23	区振興課	175		区民生活部長	16							
戸籍住民課	89	区民生活課	141		まちづくり推進室	250							
会計課	14	市民サービスセンター	14		生涯学習センター	82							
				産業振興課	61	市民課	411						
税務	個人市民税 固定資産税	納税課	50	59	税務課	145	21	区民生 活部	税務課	685	61		
		税務課	128			納税課			298				
福祉	地域福祉 児童福祉 高齢者福祉 介護保険 国民健康保険 国民年金	福祉事 務所	保険年金課	82	81	社会福祉課	174	区民生 活部	部長	16	74		
			所長	3		子ども家庭課	22		民生子ども課	429			
			生活支援課	75		長寿保険課	99		福祉課	386			
			保育児童課	29		長寿支援課	37		保険年金課	349			
			高齢介護課	48		長寿支援課	37						
			出張所	5		保険年金課	29						
保健衛生	生活衛生 食品衛生 保健	本庁(保健福祉子ども部)の出先機関である保健所・保健所清水支所で取り扱う。			0	保健衛生課	123	保健所	保健所長	16	50		
									保健所次長	16			
									企画調査係	77			
									主査(医療監視)	4			
									主幹(公害対策)	2			
									生活環境課	232			
		保健予防課	459										
土木	道路の維持 林道の整備	本庁(建設局)の出先機関である土木事務所(清水区)と、土木管理課(他2区)で取り扱う。			0	まちづくり課	132	21	本庁(緑政土木局)の出先機関である土木事務所で取り扱う。(各区)		0		
						森林整備課	15						
支所		支所	24		地域自治センター	201		支所	193				
計			605	202		1,509	216		4,271	267			

	11 京都市 (11区) (小区役所制)				12 大阪市 (24区) (小区役所制)				13 堺市 (7区) (小区役所制)				14 神戸市 (9区) (小区役所制)								
	人口	1,464,990人	人	人/区	人口	2,644,961人	人	人/区	人口	834,940人	人	人/区	人口	1,529,116人	人	人/区					
総務・窓口	人事 予算・決算 広聴広報 戸籍 住民基本台帳	区民部	区長	11	区長 総務担当 総務・総合企画担当 総合企画担当 区民企画・企画調整・人 権生涯学習・地域振興・ 市民協働担当 住民情報担当 窓口 サービス担当	24	区長 理事 区次長 副理事 企画総務課 自治推進課 市民課	7	まちづく り推進部	区長	9	部長 総務課 まちづくり課 まちづくり推進課 まちづくり支援課 市民課 会計室 出張所	9	169	103	35	35	269	22	33	
			部長	11		368		57		1	7		5	64	43	78	142	76			
税務	個人市民税 固定資産税	区民部	税務長	11	本庁(財政局)の出先機関である 市税事務所(7か所)で取り扱う。	0	本庁(理財局)の出先機関で ある市税事務所(各区)で取 り扱う。	0	本庁(行財政局)の出先機関で ある市税事務所(各区)で取り 扱う。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			市民税課	165		164		18		164											
福祉	地域福祉 児童福祉 高齢者福祉 介護保険 国民健康保険 国民年金	福祉部	部長	11	保健福 祉センタ- 支援運営・生活支援・地 域福祉担当 地域保健福祉・地域福 祉	595	保健福 祉センタ- 所長 理事 副理事 参事 生活支援課 地域福祉課 大仙西福祉 相談所	135	まちづく り推進部	保険年金医療課	317	保健福 祉部 健康福祉課 保護課	427	366	123	69	171	153	3		
			福祉介護課	260		989		7		2	7		6	171	153	3					
保健衛生	生活衛生 食品衛生 保健	保健部	部長	11	支援運営・地域保健福 祉・生活環境・地域保健 担当	684	保健センタ- ちぬが丘保 健センタ-	170	本庁(保健福祉局)の出先機関で ある保健所で取り扱う。	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			健康づくり推進課	262		29		26													
土木	道路の維持 林道の整備	本庁(建設局)の出先機関である 土木事務所(7か所)と土木 事務所分室(1か所)で取り扱 う。	0	本庁(建設局)の出先機関である工管 所(7か所)で取り扱う。	0	本庁(建設局)の出先機関で ある土木事務所(3か所)で 取り扱う。	0	本庁(建設局)の出先機関である 土木事務所(6か所)で取り扱 う。	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			衛生課		126		36		29												
支所	支所・出 張所	459	102																		
計		3,065	279	5,027	209	968	138	1,896	211												

		15 岡山市(4区)		16 広島市(8区) (大区役所制)			17 北九州市(7区) (大区役所制)			18 福岡市(7区) (大区役所制)			
		人口 703,315人		人口 1,161,140人			人口 982,718人			人口 1,429,909人			
				人	人/区	人	人/区	人	人/区	人	人/区		
総務・窓口	人事 予算・決算 広聴広報 戸籍 住民基本台帳	区長		区長	8			区長	7	総務部	区長	7	
		総務・地域振興課	市民部	部長	8			区次長	7		部長	36	
		市民保険年金課		担当部長	2			総務課	87		総務課	100	
				区政振興課	205	56		市民課	174	地域支援部	企画課	56	
				市民課	128		まちづくり推進課	181	76		市民課	237	87
				会計課	25		出張所	77			地域振興課	58	
				出張所	69						地域支援課	61	
											市民センター	56	
税務	個人市民税 固定資産税	税務課	市民部	収納課	135			課税課	210	総務部	納税課	174	
				課税課	219	44		納税課	140		市民税課	117	
									50		固定資産税課	153	63
福祉	地域福祉 児童福祉 高齢者福祉 介護保険 国民健康保険 国民年金	市民保険年金課	市民部	保険年金課	129			保健福祉担当部長	7	保健福祉センター	福祉・介護保険課	234	
			厚生部	部長	8			保健福祉課	119			地域保健福祉課	123
				医務監	5			生活支援課	203			保護課	270
				健康長寿課	175			保護課	215			保険年金課	193
				保健福祉課	155	86		国保年金課	153		100		
				生活課	216								
保健衛生	生活衛生 食品衛生 保健	福祉事務所								地域整備部 保健福祉センター	生活環境課	69	
		保健センター		本庁(保健福祉局)の出先機関である保健所と各区の保健所分室で取り扱う。			本庁(保健福祉局)の出先機関である保健所で取り扱う。				健康課	125	
						0			0		衛生課	66	
												37	
土木	道路の維持 林道の整備	農林水産振興課	農林建設部	部長	8			まちづくり整備課	175	地域整備部	地域整備課	87	
		建設課		担当部長	6						維持管理課	170	
		維持管理課		管理課	113						自転車対策推進課	5	
				用地課	24	71							
				農林課	60								
				建築課	84								
				維持課	37								
				土木課	198								
				下水道課	40								
支所		支所								出張所	66		
計					2,057	257		1,755	251		2,463	352	

平成22年度 政令指定都市の区長権限

		1 札幌市 (10区)	2 仙台市 (5区)	3 さいたま市 (10区)	4 千葉市 (6区)	5 川崎市 (7区)		
権限	市議会への出席	予算・決算特別委員会において、全区長出席	全区長が出席	出席なし	出席なし	代表質問のみ全区長出席		
	人事権	区役所の人員配置	係員のみ配置権あり	係員のみ配置権あり	なし (職階に関わらず、一定の範囲で流動配置の権限あり)	係員のみ配置権あり		
	組織権	区役所の組織編制	なし	なし	なし	なし		
	事業の名称	事業の名称	元気なまちづくり支援事業	区民と創るまち推進事業	区まちづくり推進事業	区民ふれあい事業	協働推進事業	区の課題解決事業
		予算科目	総務費, 市民生活費, 区役所費	市民費, 市民費, 区政推進費	総務費, 区政振興費, 区民まちづくり推進費	総務費, 総務管理費, 区役所費	区役所費, 区政振興費, 区づくり推進費	区役所費, 区政振興費, 区づくり推進費
	予算要求権	H22当初予算額	400,000千円	79,286千円	1,395,215千円 うち、区まちづくり基本経費及び区まちづくり事業費 262,151千円	31,870千円	387,105千円	1,436,800千円 (*局付けの予算を含む。)
		1区あたり予算額	35,840千円～ 44,840千円	10,686千円～ 19,489千円	104,316千円～ 157,853千円 うち、区まちづくり基本経費及び区まちづくり事業費 18,774千円～ 33,200千円	5,233千円～ 5,369千円	55,000千円～ 55,979千円 (事業で得た歳入予算を当該区の予算に加えることができる)	1,050千円～ 1,009,626千円
		1区あたり平均額	40,000千円	15,857千円	127,822千円 うち、区まちづくり基本経費及び区まちづくり事業費 26,215千円	5,312千円	55,000千円	205,257千円
	要求権	なし	あり	なし	なし	なし	なし	

		6 横浜市 (18区)	7 相模原市 (3区)	8 新潟市 (8区)	9 静岡市 (3区)	10 浜松市 (7区)	11 名古屋市 (16区)	
権限	市議会への出席	予算特別委員会・決算特別委員会のみ、議長区・幹事区の区長が出席	本会議・委員会へ出席	区長は本庁部長と同じ取り扱い	本会議・答弁がある場合に出席 委員会・委員会の出席要求があった場合に出席	全区長が、本会議に出席	区政運営方針を審議する大都市・行財政制度特別委員会のみ(16区長出席)	
	人事権	区役所の人員配置	係員のみ配置権あり	主査以下の職員の配置権あり	課長補佐以下の職にある職員の配置権あり	・同一年度内における職員(課長及び統括主幹を除く)の区内流動権(区内他課への派遣)を区長に付与 ・課に配属された職員(統括主幹を除く)の配置権は、課長等共通の専決事項	主任(3級)以下の配置案の作成	係員のみ配置権あり
	組織権	区役所の組織編制	係相当の編制権あり(名称変更も可)	課長に班の編制権あり	係相当の編成権あり	なし	なし	なし
	事業の名称	事業の名称	個性ある区づくり推進費	区政推進事業	区政推進事業	区の魅力づくり事業	地域力向上事業	自主的・主体的な区政運営
		予算科目	市民費、地域行政費、個性ある区づくり推進費	総務費, 市民生活費, 区政推進費	総務費, 総務管理費, 区政推進費	総務費 総務管理費 地域振興費	総務費, 区役所費	市民経済費、区役所費、区役所費
	予算要求権	H22当初予算額	12,301,037千円	96,000千円	575,086千円	28,500千円	128,300千円	160,000千円
		1区あたり予算額	497,319千円～ 840,243千円 (自主企画事業費:125,800千円～149,366千円、市庁舎・区民利用施設管理費:343,839千円～669,199千円)	21,529千円～ 50,003千円	57,636千円～ 95,322千円	9,500千円	16,000千円～ 25,000千円	9,017千円～ 10,782千円
		1区あたり平均額	683,391千円 (自主企画事業費:139,788千円、市庁舎・区民利用施設管理費:543,603千円)	32,000千円	71,886千円	9,500千円	18,329千円	10,000千円
	要求権	なし	あり	あり	なし	あり	なし	

		12 京都市 (11区)		13 大阪市 (24区)	14 堺市 (7区)	15 神戸市 (9区)		
権限	市議会への出席	通常は区政主管局である文化市民局で対応。区長は市会説明員及び委員会説明員となっており、市会から求められた場合のみ出席。		要請があった場合、委員会に関係区長が出席	常任委員会、予算特別委員会、決算特別委員会に各区長が出席	予算特別委員会、決算特別委員会、常任委員会に当番区長が出席		
	人事権	係員のみ配置権あり		係員のみ配置権あり	課長補佐級までの配置権あり(ただし昇任は除く)	部長に係員の人事権あり		
	組織権	なし		なし	なし	まちづくり課のみに編制権あり		
	事業の名称	個性あふれる区づくり推進事業	区政策提案予算	区まちづくり推進費	区民まちづくり基金事業	区政振興費	区の個性をのばすまちづくり事業	
	予算科目	文化市民費、市民生活費、区政費	文化市民費、市民生活費、区政費	総務費、区政推進費、区まちづくり推進費	総務費、区政推進費、区政推進費	総務費、総務費、区政費		
	H22当初予算額	当初予算額	92,047千円	27,890千円	4,277,011千円	200,000千円	100,000千円	254,540千円
		1区あたり予算額	6,724千円～11,516千円	-	126,428千円～245,054千円	14,165千円～36,075千円	11,870千円～10,460千円	35,430千円～20,817千円
1区あたり平均額		-	-	178,208千円	28,571千円	-	-	
要求権	なし		あり	あり	なし	なし	あり	

		16 岡山市 (4区)	17 広島市 (8区)	18 北九州市 (7区)		19 福岡市 (7区)		
権限	市議会への出席	出席なし	新たな基本構想・基本計画策定のための特別委員会に出席した例はあるが、基本的には出席していない	出席なし		当初議会代表質疑のみ全区長が出席		
	人事権	課内係員の配置は課長権限	課長補佐級以下の職員について配置権あり	係員のみ配置権あり		係員のみ配置権あり		
	組織権	なし	なし	なし		なし		
	事業の名称	区づくり推進事業	まちづくり推進費	区政振興費	区の新魅力づくり事業	地域の魅力を活かしたまちづくり・にぎわいづくり事業(補正予算)	区の魅力づくり事業	
	予算科目	総務費、総務管理費、区役所費、まちづくり推進事業費	総務費、市民生活費、まちづくり推進費	総務費、総務管理費、区役所費	総務費、総務管理費、区役所費	区役所費	各局予算に張りつき。市民局分：総務費、総務管理費、区政推進費、総務費、総務管理費、コミュニティ振興費	
	H22当初予算額	当初予算額	43,707千円	91,240千円	76,000千円	63,000千円	120,000千円	557,491千円
		1区あたり予算額	-	-	7,600千円～14,800千円	8,000～13,000千円	15,000千円～20,000千円	59,681～90,853千円
1区あたり平均額		10,927千円	11,405千円	10,857千円	9,000千円	17,143千円	79,642千円	
要求権	なし	なし	なし	あり	あり	あり		